

静岡県男女共同参画センター 指定管理業務の評価結果について

静岡県では、指定管理者制度を導入した静岡県男女共同参画センターの管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、令和6年度の評価結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

1 目的

顧客本位の施設管理運営、情報収集及び提供、県民の自主的な活動・交流の支援、施設の維持管理、安定した組織体制といった観点から、指定管理業務の実施状況等を評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで、県民サービスの向上を図っていくことを目的とする。

2 評価の方針

- (1) 指定管理者が、県の男女共同参画推進拠点である「あざれあ」の施設運営を適正かつ効果的に行っているか
- (2) 指定管理者が、県の男女共同参画社会づくりのための施策を具体的に推進するという使命を十分に果たしているか

3 評価の項目

- (1) 利用者である県民のニーズに沿った、顧客本位の施設管理・運営を行っているか
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供は積極的になされているか
- (3) 男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流への支援はなされているか
- (4) 施設の日常の維持管理に、万全を期しているか
- (5) 指定管理者として十分な管理・運営能力を有し、安定した組織体制が保たれているか

4 指定管理者外部評価委員会

氏名	職名等	備考
犬塚 協太	静岡県公立大学法人静岡県立大学 国際関係学部教授	委員長
内山 千穂	日本労働組合総連合会 静岡県連合会 副事務局長	
兼高 則之	公認会計士	
笹原 恵	国立大学法人 静岡大学 情報学部教授	
恒友 仁	一般財団法人静岡経済研究所 専務理事	
古畑 恵子	弁護士	
計	6名	

5 指定管理者名

あざれあ交流会議グループ

〈構成団体〉

- ・NPO 法人 静岡県男女共同参画センター交流会議
- ・株式会社 セイセイサーバー
- ・株式会社 東海ビルメンテナンス静岡支店

6 指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

7 令和6年度事業の評価結果

(1) 項目別評価

評価項目	得点率 (%)	評価ランク	講評
(1)利用者である県民のニーズに沿った、顧客本位の施設管理・運営を行っているか	87.9	A-	○コロナ禍以降、会議や講演会等の開催方法が変化する中、利用率向上に向けた努力により、一定の利用が維持されている点は評価できる。 ○企業行動の変容を踏まえ、幅広い利用者の開拓が必要である。
(2)男女共同参画に関する情報の収集及び提供は積極的になされているか	84.7	A-	○先進的なテーマを取り上げ、積極的に情報発信している点は評価できる。 ○専門性の高い書籍に加え、絵本や広報物等の工夫により、若年層や子育て世代への訴求力を高め、図書室の更なる利用促進を期待する。
(3)男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流への支援はなされているか	83.9	A-	○企業や大学と連携するなど、多様で意欲的な取組を展開している点は評価できる。 ○独立行政法人男女共同参画機構法の成立を踏まえ、男女共同参画センターの有無等による市町間の格差解消に向けた機能強化を期待する。
(4)施設の日常の維持管理に、万全を期しているか	90.0	A+	○災害対応への訓練だけでなく、突発的な状況にも対応できるような訓練の実施も検討してほしい。 ○適切な施設の利用に関する案内表示の工夫により、快適に利用できる環境を整備してほしい。
(5)指定管理者として十分な管理・運営能力を有し、安定した組織体制が保たれているか	85.8	A-	○物価や光熱水費が高騰する中、経費節減は限界に達しており、他施設の取組事例を参考にすることも必要である。

(2) 全体評価

得点率 (%)	評価ランク	講評
86.5	A-	○高いレベルを維持した施設の運営においては、評価できる。 ○県のセンターとして、県内の男女共同参画センターや市町と連携を図り、地域の課題解決に向けた広域的・効率的な取組を期待する。

(参考1)採点方法

大項目ごとの得点率を算出し、評価基準(表1)に基づき10段階で評価する。

(表1)年度評価基準

ランク	得点率 (%)	ランク	得点率 (%)
A+	90以上	C-	40以上50未満
A-	80以上90未満	D+	30以上40未満
B+	70以上80未満	D-	20以上30未満
B-	60以上70未満	E+	10以上20未満
C+	50以上60未満	E-	0以上10未満

(参考2)指定管理者の業務の概要

- 1 県男女共同参画センターが行う事業のうち指定管理者が行う業務の範囲は「静岡県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」により規定されている。(条例第4条、第13条)
- 2 県男女共同参画センターの指定管理者が行う業務の概要

センターが行う事業	業 務
施設の使用	①ホール・会議室等の貸付
情報の収集及び提供	①ホームページの運営、②広報誌等の発行、③ホールにおける掲示物配架、④図書室の運営
県民の自主的な活動及び交流の支援	①団体活動等の支援、②団体等交流の場の提供
その他(維持管理)	①施設及び設備の維持管理、②修繕、③清掃